

令和5年度 特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出一覧表

| 業種別<br>(産業別)                               | 申出代表者氏名                        | 申出労働者数<br>(a) 人 | 適用労働者数<br>(b) 人 | 適用事業者数 | 同意率<br>(a / b) | 申出労働者数労働組合別内訳<br>(機関決定別) | 申出労働者数個別合意内訳 |
|--|--------------------------------|-----------------|-----------------|--------|----------------|--------------------------|--------------|
| 沖縄県糖類製造業<br>(E095 糖類製造業)                   | 全沖縄製糖労働組合<br>執行委員長 石川 幸治       | 283             | 590             | 20     | 47.97%         | 全糖<br>北部製糖               | 23           |
|  |                                |                 |                 |        |                | ゆがふ製糖                    | 43           |
|  |                                |                 |                 |        |                | 久米島製糖                    | 36           |
|  |                                |                 |                 |        |                | 沖縄製糖                     | 28           |
|  |                                |                 |                 |        |                | 宮古製糖                     | 88           |
|  |                                |                 |                 |        |                | 石垣島製糖                    | 38           |
|  |                                |                 |                 |        |                | 大東糖業                     | 27           |
| 合計   | 283                            |                 |                 |        |                |                          |              |
| 沖縄県新聞業<br>(G413 新聞業)                       | 沖縄タイムス労働組合<br>執行委員長 比屋根 真澄     | 266             | 580             | 8      | 45.86%         | 琉球新報社                    | 128          |
|  |                                |                 |                 |        |                | 沖縄タイムス社                  | 135          |
|  |                                |                 |                 |        |                | 宮古毎日新聞社                  | 3            |
|  |                                |                 |                 |        |                | 合計                       | 266          |
| 沖縄県各種小売業<br>(I569 各種小売業)                   | リウボウインダストリー労働組合<br>執行委員長 森田 和也 | 4,177           | 6,380           | 29     | 65.47%         | イオン琉球                    | 3,959        |
|  |                                |                 |                 |        |                | リウボウインダストリー              | 218          |
|  |                                |                 |                 |        |                | 合計                       | 4,177        |
| 沖縄県自動車(新車)<br>小売業<br>(I5911自動車(新車)<br>小売業) | 自動車総連沖縄地方協議会<br>議長 當眞 義也       | 1,243           | 1,940           | 116    | 64.07%         | 沖縄トヨタグループ                | 652          |
|  |                                |                 |                 |        |                | 琉球ダイハツ                   | 230          |
|  |                                |                 |                 |        |                | 沖縄ホンダ                    | 268          |
|  |                                |                 |                 |        |                | 沖縄スバル                    | 35           |
|  |                                |                 |                 |        |                | いすゞ                      | 58           |
|  |                                |                 |                 |        |                | 合計                       | 1,243        |





2023年7月3日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 沖縄県那覇市泉崎2  
105番地18  
官公労共済会館4階

労働組合名 全沖縄製糖労働組

代表者名 執行委員長 石川 幸

### 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県糖類製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

#### 記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲  
沖縄県において、糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 590 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
沖縄県糖類製造業最低賃金
3. 申出の内容  
上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
  - ① 機関決定の写
  - ② 個々の労働者における合意書
  - ③ 申出代表者に対する委任状
  - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
  - ⑤ 賃金格差疎明資料



以上

## 産業別最低賃金の改正に関する決議

全沖縄製糖労働組合は傘下組合員の該当する 糖類製造業 の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 糖類製造業 最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2023年 6月 23日

機関決定：第4回執行委員会  
組 合 名：全沖縄製糖労働組  
代表者名：執行委員長 石川 幸治  
住 所：沖縄県那覇市泉崎2丁目  
105番地18  
官公労共済会館4階





糖類製造業賃金格差疎明資料

(単位:円)

2023 年

| 企業名      | 募集賃金(時給) | 募集賃金(月給) |
|----------|----------|----------|
| 北部製糖(株)  |          |          |
| ゆがふ製糖(株) |          |          |
| 久米島製糖(株) |          |          |
| 沖縄製糖(株)  |          |          |
| 宮古製糖(株)  |          |          |
| 石垣島製糖(株) |          |          |
| 大東製糖(株)  |          |          |
|          |          |          |
|          |          |          |
|          |          |          |
|          |          |          |

(単位:円)

| 企業名      | 平均賃金(時給) | 平均賃金(月給) |
|----------|----------|----------|
| 北部製糖(株)  |          |          |
| ゆがふ製糖(株) |          |          |
| 久米島製糖(株) |          |          |
| 沖縄製糖(株)  |          |          |
| 宮古製糖(株)  |          |          |
| 石垣島製糖(株) |          |          |
| 大東製糖(株)  |          |          |
|          |          |          |
|          |          |          |
|          |          |          |
|          |          |          |





2023年7月3日

沖縄労働局長 殿

申出者  
 所在地 沖縄県那覇市久茂地2丁目2番地  
 労働組合名 沖縄タイムス労働組合  
 代表者名 執行委員長 比屋根 真

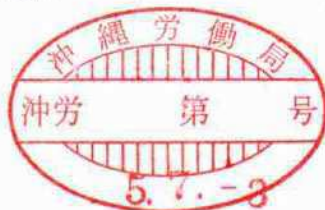
### 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県 新聞 業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

#### 記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲  
 沖縄県において、新聞業 を営む使用者に使用される労働者 580 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
 沖縄県 新聞業 最低賃金
3. 申出の内容  
 上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
  - ① 機関決定の写
  - ② 個々の労働者における合意書
  - ③ 申出代表者に対する委任状
  - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
  - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



## 産業別最低賃金の改正に関する決議

労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2023年5月17日

機関決定：5月執行委員会  
組 合 名：沖縄タイムス労働組合  
代表者名：執行委員長 比屋根 真  
住 所：沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号





## 産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球新報 労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2023年6月21日

機関決定：第23回執行委員会  
組合名：琉球新報労働組合  
代表者名：古堅一樹  
住所：沖縄県那覇市泉崎1-10-3



## 産業別最低賃金の改正に関する決議

労働組合は傘下組合員の該当する 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2023年5月11日

機関決定： 第3回執行委員会  
組合名： 宮古毎日新聞労働組合  
代表者名： 恩川 順治  
住 所： 宮古島市平良字東仲宗根  
427-7 04jund02



## 申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2023 年 6 月 2 / 日

### 1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市久茂地 2丁目 2番 2号  
沖縄夕仏不労働組合  
氏名 執行委員長 比屋根 真澄

### 2. 委任者一覧

| 組合名      | 所在地          | 氏名 (印) |
|----------|--------------|--------|
| 琉球新報労働組合 | 沖縄県那覇市1-10-3 | 古堅一木   |
|          |              |        |
|          |              |        |
|          |              |        |
|          |              |        |
|          |              |        |



## 申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2023年 5月 11日

1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市久茂地 2丁目2番 2号  
 沖縄タイムス労働組合  
 氏名 執行委員長 比屋根 真澄

2. 委任者一覧

| 組合名      | 所在地                              | 氏名 ④  |
|----------|----------------------------------|-------|
| 宮古時報労働組合 | 沖縄県宮古島市平良字車仲栄根 427-7<br>tobcu202 | 恩川 宗順 |
|          |                                  |       |
|          |                                  |       |
|          |                                  |       |
|          |                                  |       |
|          |                                  |       |





新聞業賃金格差疎明資料

2023 年

| 企業名     | 募集賃金(月給):円 | 募集賃金(時給):円 |
|---------|------------|------------|
| 琉球新報    |            |            |
| 沖縄タイムス  |            |            |
| 宮古毎日新聞  |            |            |
| 八重山毎日新聞 |            |            |

| 企業名     | 平均賃金(月給):円 | 平均賃金(時給):円 |
|---------|------------|------------|
| 琉球新報    |            |            |
| 沖縄タイムス  |            |            |
| 宮古毎日新聞  |            |            |
| 八重山毎日新聞 |            |            |





2023年7月3日

沖縄労働局長 殿

申出者  
 所在地 沖縄県那覇市久茂地 1-1-1  
 労働組合名 リンボウインダストリー労働組合  
 代表者名 執行委員長 森田和

### 申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、沖縄県 各種商品小売 業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

#### 記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲  
 沖縄県において、各種商品小売 を営む使用者に使用される労働者 6,380 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
 沖縄県 各種商品小売 業 最低賃金
3. 申出の内容  
 上記 2 つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
  - ① 機関決定の写
  - ~~② 個々の労働者における合意書~~
  - ③ 申出代表者に対する委任状
  - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
  - ⑤ 賃金格差疎明資料



以 上

## 産業別最低賃金の改正に関する決議

リホウインダストリー労働組合は傘下組合員の該当する各種商品小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県各種商品小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2023年 6月 9日

機関決定：第6回執行委員会  
組合名：リホウインダストリー労働組  
代表者名：執行委員長 森田和  
住 所：沖縄県那覇市又良地





## 産業別最低賃金の改正に関する決議

労働組合は傘下組合員の該当する**各種商品小売**業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県**各種商品小売**業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2023 年 6 月 2 日

機関決定： **第7回執行委員会**  
組合名： **イオン琉球労働組**  
代表者名： **中央執行委員長 野原 陽**  
住 所： **〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城530番地  
マックスバリュート日橋店 3階**



## 申出代表者に対する委任状


最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2023年 6月 2日

### 1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市久茂地 1-1-1  
 リウボウインダストリー労働組合  
 氏名 執行委員長 和田和也

### 2. 委任者一覧

| 組 合 名     | 所 在 地  | 氏 名 <small>（印）</small>   |
|-----------|--|--|
| イオン琉球労働組合 | 〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城530番地<br>マックスバリュート橋店 3階 | 野原 陽  |
|           |  |  |
|           |  |  |
|           |  |  |
|           |  |  |
|           |  |  |





各種商品小売業賃金格差疎明資料

(単位:円) 2023年

| 企業名         | 募集賃金(時給) | 募集賃金(月給) |
|-------------|----------|----------|
| リウボウインダストリー |          |          |
| イオン琉球       |          |          |
| サンエー        |          |          |

(単位:円) 2023年

| 企業名         | 平均賃金(時給) | 平均賃金(月給) |
|-------------|----------|----------|
| リウボウインダストリー |          |          |
| イオン琉球       |          |          |
| サンエー        |          |          |

\*リウボウ、イオンは、労組からの情報を記載

\*サンエーは、ホームページの求人が一番低い額を記載





2023年7月3日

沖縄労働局長 殿

申出者 〒900-0003 沖縄県那覇市安謝664番地  
 所在地 沖縄県那覇市安謝664番地3階  
 労働組合名 自動車総協  
 代表者名 議長

### 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県自動車小売(新車)業の最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

#### 記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲  
沖縄県において、自動車小売(新車)を営む使用者に使用される労働者 1,940名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
沖縄県自動車小売(新車)業最低賃金
3. 申出の内容  
上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(又は使用者数)が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,243 人 ( 64 %)

沖縄県における自動車(新車)小売業を営む使用者に使用される労働者数 1,940 人

労働協約の賃金の最も低い額 = [ ] 円/月、 [ ] 円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = [ ] 円/時間

5. 添付書類
  - ① 労働協約の写し
  - ② 申請代表者に対する委任状
  - ③ 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



以上

## 最低賃金に関する覚書

沖縄トヨタ自動車株式会社と沖縄トヨタグループ労働組合は、最低賃金に関し、下記の通り賃金協定に基づき覚書を交わす。

但し、下記の18歳最低賃金を企業内最低賃金とし、これを下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満の者は適用除外とする。

但し、正規従業員のみとする。

### 記

#### 1. 最低賃金

|         |       |  |
|---------|-------|--|
| 18歳最低賃金 | 月額    |  |
|         | (日額)  |  |
|         | (時間額) |  |

(時間額、日額については年間労働時間日数 日、1日の所定内労働時間 で計算したものである。)

#### 2. 賃金の範囲

基本給とし、上記金額に通勤手当、食事手当は含まない。

以上

2023年4月21日

沖縄トヨタ自動車株式会社  
代表取締役 野原

沖縄トヨタグループ労働組  
委員長 当真 義



# 最低賃金に関する協定書

琉球ダイハツ販売株式会社と琉球ダイハツ労働組合は最低賃金に関して下記の通り協定し、社員がこの金額を下回らないことを確認する。但し、軽易な労働などについている者は、適用除外とする。

記

## 第1条 最低賃金

18歳最低賃金 月額 [REDACTED]  
(等級：J1級) (日額 [REDACTED])  
(時間額 [REDACTED])

日額・時間額については年間休日 [REDACTED] 日の労使協定に定める年間総労働日数 [REDACTED] 日、年間総労働時間 [REDACTED] で計算したものである。

## 第2条 賃金の範囲

基準内賃金（基本給部分）とする。

## 第3条 有効期間

本協定の有効期間は2023年4月1日から2024年3月31日までとする。

## 第4条 協定の更新

本協定に際して、会社または組合のいずれか一方が、この協定を改定しようとするときは、有効期間の2ヶ月前までに改定案を添えて通知するものとする。

本通知がなされない場合は、本協約はさらに同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

## 第5条 協定締結の証

この協定の証として二通作成し、会社と組合は本協定書に双方代表者が記名押印し各々一通を保管する。

2023年4月10日

琉球ダイハツ販売株式会社  
代表取締役 加藤 憲志

琉球ダイハツ労働組合  
執行委員長 岡本 翔

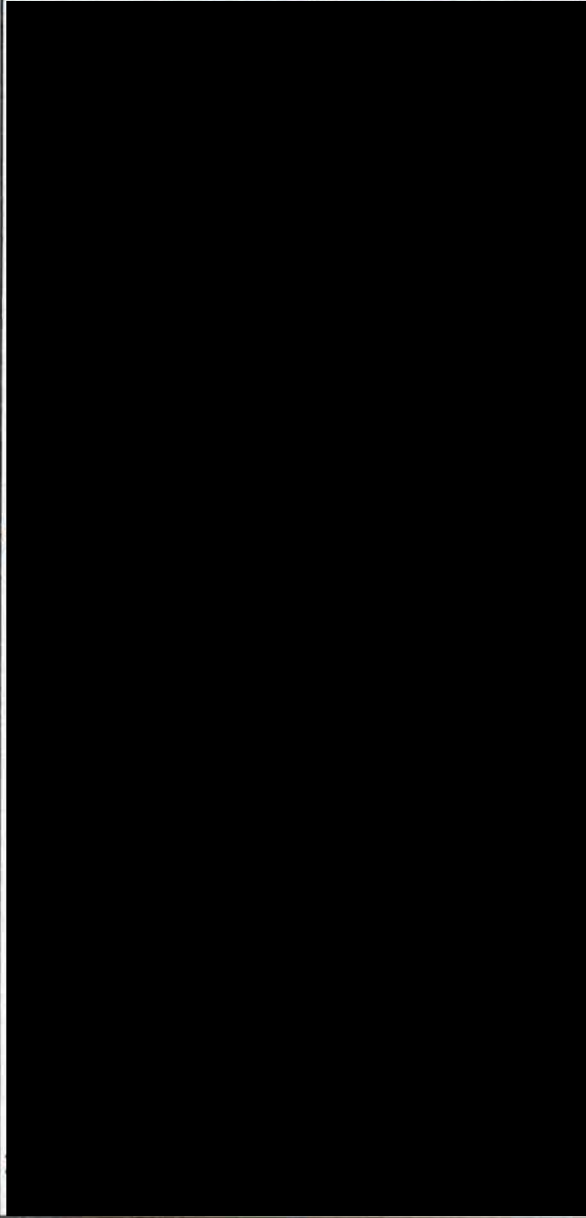


# 春 闘 回 答 書

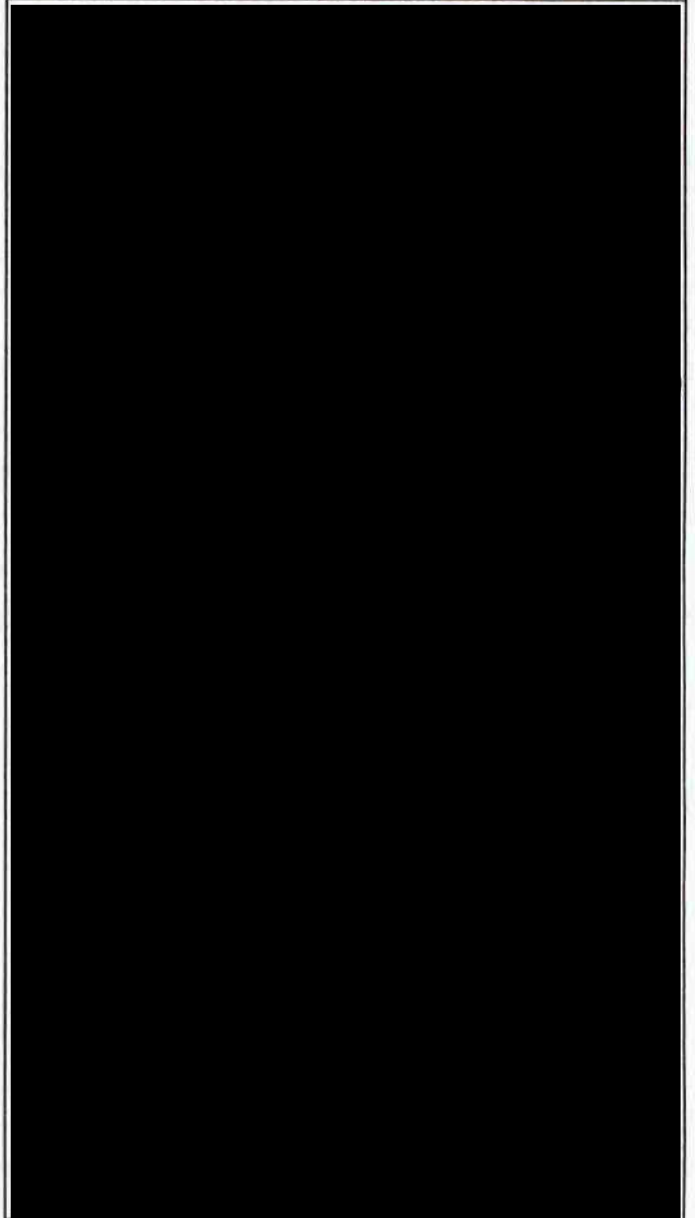


|      |                    |       |             |
|------|--------------------|-------|-------------|
| 締結場所 | 浦添市仲間1-3-1         | 締結年月日 | 2023年 3月16日 |
| 目的   | 令和5年度賃金引上げに関する合意事項 |       |             |

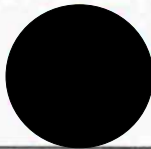
## 要 求 内 容



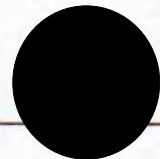
## 回 答 結 果



浦添市仲間1丁目3番1号  
沖縄ホンダ労働組合  
執行委員長 前門 秀弥



浦添市仲間1丁目3番1号  
沖縄ホンダ株式会社  
代表取締役社長 根本 淳





## 最低賃金に関する協定書

沖縄スバル株式会社と、全国スバル販売労働組合沖縄スバル支部は、最低賃金に関して賃金協定に基づき、下記の通り協定書（覚書）を交わす。

この協定した最低賃金は18歳の企業内最低賃金であり、これを下回って雇用しないことを保障する。

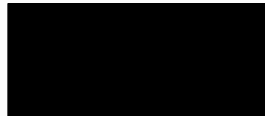
但し、18歳未満の者及び組合員（含む試用期間中の者）以外の者には、この協定を適用しない。

### 記

#### 1、 18歳の企業内最低賃金

月 額

時 給



#### 2、 賃金の対象

基準内賃金（役割給、地域給）であり、家族手当・住宅手当その他の手当は含まない。

以上

令和 5年 6月 18日

沖縄スバル株式会社

代表取締役社長 武田 忠司



全国スバル販売労働組合

沖縄スバル支部

執行委員長 小橋川 翔平

## 2023年度総合生活改善に関する協定書

2023年 4月26日

いすゞ自動車九州株式会社 取締役社長 中村 智一（以下会社という）と、いすゞ自動車九州労働組合執行委員長 伊東 正将（以下組合という）とは、2023年4月1日以降の給与並びに一時金について、次の事項を相互に確認すると共に、協定書2通を作成し各1通を保有する。

いすゞ自動車九州株式会社  
代表取締役社長 中村 智一

いすゞ自動車九州労働組合  
執行委員長 伊東 正将

### 確認事項

- 給与改定事項  
(1) 賃金の引上げ [REDACTED] (ベースアップ要求分+物価上昇分)  
[REDACTED] (組合員平均賃金の [REDACTED] 賃金カーブ維持分)  
合計 [REDACTED]  
組合員平均賃金 [REDACTED]  
(2) 実施日 2023年 4月 1日
- 年齢別最低賃金の要求  
(1) 年齢別最低賃金協定額については、現協定通りとする。  
ポイント年齢別の最低賃金については、引き続き労使で協議する。
- 一時金に関する事項（賞与）  
(1) 支給月数 [REDACTED]  
(2) 配分方法  
最低保証 [REDACTED]  
考課配分 [REDACTED]  
(3) 支給予定日  
2023年 7月14日（第二金曜日）  
2023年12月 8日（第二金曜日）
- 60歳以降再雇用者の一時金  
(1) 支給月数 [REDACTED]  
(2) 配分方法  
最低保証 [REDACTED]  
考課配分 [REDACTED]  
(3) 支給予定日  
2023年 7月14日（第二金曜日）  
2023年12月 8日（第二金曜日）
- 企業内最低賃金の事項  
18歳最低賃金は [REDACTED] を保証する。



## 申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2023年6月29日

### 1. 申出代表者

住 所 沖縄県那覇市安謝664番地  
沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏 名 自動車総連沖縄地方協議会  
議長 當眞義也

### 2. 委任者一覧

| 組 合 名             | 所 在 地                                  | 氏 名 ⑧         |
|-------------------|--|---------------|
| 沖縄トヨタグループ<br>労働組合 | 〒900-0003 沖縄県那覇市安謝664番地<br>沖縄トヨタ安謝ビル3階 | 執行委員長<br>當眞義也 |
|                   |  |               |
|                   |  |               |
|                   |  |               |
|                   |  |               |
|                   |  |               |



## 申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2023年6月29日

### 1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市安謝664番地  
沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏名 自動車総連沖縄地方協議会  
議長 當眞義也

### 2. 委任者一覧

| 組合名         | 所在地          | 氏名 (印) |
|-------------|--------------|--------|
| 琉球アイランド労働組合 | 沖縄県浦添市城間2135 | 岡本翔太   |
|             |              |        |
|             |              |        |
|             |              |        |
|             |              |        |
|             |              |        |



## 申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2013年6月29日

1. 申出代表者

住所 沖縄県那覇市安謝664番地  
 沖縄トヨタ安謝ビル3階  
 氏名 自動車総連沖縄地方協議会  
 議長 当真義也

2. 委任者一覧

| 組合名       | 所在地           | 氏名 (印) |
|-----------|---------------|--------|
| 沖縄トヨタ労働組合 | 沖縄県浦添市仲間1-3-1 | 前門秀次   |
|           |               |        |
|           |               |        |
|           |               |        |
|           |               |        |
|           |               |        |



## 申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2023年 6 月 29 日

1. 申出代表者

住 所 沖縄県那覇市安謝664番地  
 沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏 名 自動車総連沖縄地方協議会  
 議長 当真義也

2. 委任者一覧

| 組 合 名                 | 所 在 地       | 氏 名 ④ |
|-----------------------|-------------|-------|
| 全国スバル販売<br>沖縄組合 沖縄スバル | 那覇市那覇客4-9-7 | 山口川前  |
|                       |             |       |
|                       |             |       |
|                       |             |       |
|                       |             |       |
|                       |             |       |



## 申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2023年 6 月 29 日

### 1. 申出代表者

住 所 沖縄県那覇市安謝664番地  
沖縄トヨタ安謝ビル3階

氏 名 自動車総連沖縄地方協議会  
議長 當眞義也

### 2. 委任者一覧

| 組 合 名                | 所 在 地       | 氏 名 (印) |
|----------------------|-------------|---------|
| いすゞ自動車九州労働組合<br>沖縄支部 | 豊見城市豊崎 3-88 | 平川 (印)  |
|                      |             |         |
|                      |             |         |
|                      |             |         |
|                      |             |         |
|                      |             |         |



2023年7月3日

自動車総連沖縄地方協議会  
議長 當眞 義也

沖縄県「自動車(新車)小売業」最低賃金改定の申出に伴う労働者数

1.自動車(新車)小売業従事者数

1,940人(R5年度推定値)

2.沖縄県「自動車(新車)小売業」最低賃金改定の申出に対し合意者内訳

(1)最低賃金協定 5組合 1,243人 (64%)

(2)最低賃金改定に伴う労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者数又はその締結当事者となった使用者の数の内訳

|   | 事業者名         | 組合名                    | 適用労働者数 | 最低賃金協定<br>時間額 |
|---|--------------|------------------------|--------|---------------|
| 1 | 沖縄トヨタ自動車株式会社 | 沖縄トヨタグループ労働組合          | 652人   | [Redacted]    |
| 2 | 琉球ダイハツ販売株式会社 | 琉球ダイハツ労働組合             | 230人   |               |
| 3 | 沖縄ホンダ株式会社    | 沖縄ホンダ労働組合              | 268人   |               |
| 4 | 沖縄スバル株式会社    | 全国スバル販売労働組合<br>沖縄スバル支部 | 35人    |               |
| 5 | いすゞ自動車九州株式会社 | いすゞ自動車九州労働組合<br>沖縄支部   | 58人    |               |
| 6 |              |                        |        |               |
| 計 | 事業所          | 組合                     | 1,243人 |               |

(合計人数) (加重平均金額)

(3)所定労働時間及び所定労働日数

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の場合の月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況

|   | 事業者名 | 組合名 | 所定労働<br>時間数 | 所定労働<br>日数 |
|---|------|-----|-------------|------------|
| 1 |      |     |             |            |
| 2 |      |     |             |            |
| 3 |      |     |             |            |
| 4 |      |     |             |            |
| 計 | 事業所  | 組合  |             |            |

(平均労働時間・日数)

以上

